

# 令和3年度 監査結果報告書（1月～3月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
- (2) 同第7項に基づく出資団体監査
- (3) 同第7項に基づく指定管理者監査

### 2 監査の対象

- (1) 定期監査 財務に係る事務の執行
- (2) 出資団体監査 出納その他の事務の執行等
- (3) 指定管理者監査 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行等

### 3 監査の基準日

令和3年度（2021年11月末日現在）

### 4 監査の対象部局等

- (1) 定期監査 福祉部、健康医療部
- (2) 出資団体監査 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会、公益財団法人藤沢市保健医療財団
- (3) 指定管理者監査 社会福祉法人光友会（藤沢市太陽の家に係る指定管理業務）

### 5 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

## 6 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

なお、本監査は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施期間中に実施することとなった。本市の感染状況及び本市の事務対応の状況に鑑み、施設管理の状況検査（現地検査）は実施しないこととした。

## 7 監査の実施日

2022年（令和4年）3月25日（金）

## 8 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	石	田	晴美
同	東	木	久代
同	吉	田	淳基

本監査のうち、藤沢市太陽の家に係る指定管理者（社会福祉法人光友会）の監査に当たっては、地方自治法第199条の2の規定により吉田淳基監査委員を除外して実施した。

## 第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、次の指摘事項を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

指摘事項については、適正に事務が執行されるようにそれぞれ必要な措置を講じ、意見・要望については検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項

については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

## 1 指摘事項

### (1) 定期監査

#### ア 補助金の執行

(ア) 事業費を超過した補助金について、戻入等の措置を講じていない。

- ・ 藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金 地区ボランティアセンター事業  
(福祉部地域共生社会推進室)

補助団体の前年度(令和2年度)の収支決算を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小をしたことにより、事業費に占める補助金の割合が100%を超過しているなどの事例が認められた。補助金が超過した場合については戻入等、措置を講じるべきである。

#### イ 委託料の執行

(ア) 再委託の承諾手続きが取られていない。

- ・ 介護保険事務処理システム改修(令和3年度法令改正対応(令和3年度適用分))  
業務(福祉部介護保険課)
- ・ 介護保険事務処理システム改修(番号法におけるデータ標準レイアウト改版対応)  
業務(福祉部介護保険課)
- ・ 藤沢市緊急通報システム事業業務(福祉部高齢者支援課)

受託者から再委託承諾願いが提出されているが、再委託承諾手続きが取られていない。

#### ウ 施設の管理

(ア) 目的外使用許可申請が提出されていないものがある。

- ・ 老人福祉センターで実施しているデイサービスの車両駐車部分  
(福祉部高齢者支援課)

デイサービス横に駐車スペースが確保されているが、目的外使用の手続きがされていない。

## 2 意見・要望

### (1) 定期監査

#### ア 補助金の執行

(ア) 精算規定の見直しが必要と考えられる。

- ・藤沢市老人クラブ補助金（老人クラブ）（福祉部高齢者支援課）

今回定期監査をした中で、補助団体の前年度の収支決算書を確認したところ、事業の中止や縮小をしたことにより事業費に占める補助金の割合が交付決定時より増となっている団体が見受けられた。これは新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の中止や縮小をしたことによるもので、やむを得ない部分もあろうかと思う。

しかし、「事業費補助」という趣旨からしても、前金払で補助したものについては、当該団体の収支決算書を確認し、規定を整備して適切な精算が行われるよう検討されたい。

#### イ 委託料の執行

(ア) 契約方法の見直しが必要と考えられる。

- ・福祉部福祉総務課

委託料の執行において10年以上の長期間に渡る一者随意契約については、状況が変化していることも十分考えられるため、説明責任及び価格の妥当性を確保するため、可能な限り見積合わせを行うなど随意契約を継続することが適切かどうか検討をされたい。

- ・健康医療部地域医療推進課

藤沢市保健医療センター運営管理業務委託については、1994年（平成6年）の施設完成時から、20年以上の長期間に渡り一者随意契約を続けているが、状況が変化していることも十分考えられるため、現在の契約方法を継続することが適切かどうか検討されたい。

---

勧告事項 地方自治法第199条第11項に基づく勧告事項は、特に措置を講ずる必要があると認められるもので、次のいずれかに該当する場合とする。  
(1) 法律、政令、省令、条例、規則に違反しており、直ちに是正を講じなければ、市の行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの、または現に及んでいるもの。  
(2) 故意または重過失により市に重大な損害が生じているもの。

- (3) 前回指摘事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。

**指摘事項** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

**意見・要望** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。